中部広域市町村圏事務組合家庭的保育事業等指導監査実施要綱

平成29年6月1日決裁
改正　平成29年11月6日決裁
改正　令和4年4月1日決裁

（趣旨）

第1条　この要綱は、中部広域市町村圏事務組合（以下「本組合」という。）規約第3条第6号の規定に基づき、共同処理する事務とされた児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の17の規定に基づき実施する家庭的保育事業等に対する指導監査について、必要な事項を定める。

（指導監査の対象）

第2条　この要綱による指導監査の対象は、次に定める事業とする。

（1）法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
（2）法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
（3）法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業
（4）法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

（指導監査の実施方針）

第3条　指導監査は、法及び国の通知「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について（平成27年12月24日付け雇児発1224第2号）」、「児童福祉行政指導監査の実施について（平成12年4月25日付け児発第471号）」等を参考にして、毎年度当初に実施計画を定めて実施する。

（指導監査の実施体制）

第4条　指導監査は、2人以上の職員をもって編成し、うち1人は係長級以上の職員をもって充てるものとする。

2　指導職員の身分を証明する証票は、様式第1号のとおりとする。

3　実地指導に際しては、指導職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを掲示しなければならない。

（指導監査事項）

第5条　指導監査は、次に定める事項について、第3条に掲げる「児童福祉行政指導監査の実施について（厚生省児童家庭局長通知）」の別紙1の2の（1）社会福祉施設共通事項及び（2）児童福祉施設の事項に準拠して実施する。

（1）利用者の処遇の状況
（2）事業所の運営の状況
（3）その他必要な事項

（指導監査の方式及び回数）

第６条　指導監査は、一般指導監査と特別指導監査に分け、次により実施する。

２　一般指導監査の実施方法等

（1）　一般指導監査は、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 35 条の 4 の規定により、一年に一回以上、対象の事業所において実地により行う。

（2）　一般指導監査の実施に当たり、別に定める指導監査資料、事業所の規程及び関係書類を事前に提出させるものとする。

（3）　一般指導監査は、事業所の代表者等の立会いを得て、事前に提出された資料をもとに、関係書類・帳簿を検査する。

（4）　一般指導監査において、検査できない事項があった場合には、その状況について再度検査することができる。

（5）　（1）にかかわらず、必要と認められる場合は、臨時に一般指導監査を実施することができる。

３　特別指導監査の実施方法等

（1）　特別指導監査は、次のいずれかに該当する場合に、対象の事業所にて実地により行う。

①　事業運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある場合

②　基準に違反があると疑うに足りる理由がある場合

③　度重なる一般指導監査によっても是正の改善が見られない場合

④　正当な理由がなく、一般指導監査を拒否した場合

（2）　特別指導監査は、その目的・効果をその都度勘案し、問題や性質等の重要性や緊急性等の状況に応じ、重点的に又は改善が図られるまで継続的に実施する。

（実施通知）

第７条　指導監査の実施に当たっては、次に掲げる事項を当該事業者に対し、事前に文書により通知するものとする。ただし、特別指導監査を実施する場合においては、この限りでない。

（1）根拠規定

（2）対象施設

（3）実施日時及び場所

（4）指導監査職員の氏名

（5）事前に提出する資料及び提出期日

（6）当日に準備すべき書類等

（指導監査実施上の留意事項）

第８条　指導監査は、公平不偏かつ懇切丁寧を旨とし、指導援助的態度で実施し、つとめて関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮するものとする。

２　指導監査の過程においては、直接の担当者からの事情聴取のみに終始すること

なく、責任者を中心に進めるよう意を用い、相互信頼を基礎として十分意見の交換を行い、一方的判断を押し付けることのないよう留意するものとする。

3　指導監査の結果、問題点を認めたときは、できる限りその発生原因の究明を行うよう努めるものとする。

（講評及び指示等）

第９条　指導監査を実施した職員は、指導監査終了後、事業所の代表者等に対して講評及び必要な助言・勧告又は指示を行うものとする。

（報告書の作成）

第 10 条　指導監査を実施した職員は、指導監査の結果について、速やかに報告書を作成しなければならない。

（監査結果の検討）

第 11 条　指導監査結果については、復命会を開催し、綿密に検討してその問題点を明らかにし、これに対する監査の対象となった当該事業者が採るべき措置を具体的に決定して、速やかに問題点の解消に努めるよう必要な措置をとるものとする。

2　前項で掲げる復命会は、広域連携課長、教育保育指導監査係等で構成し、必要に応じて関係者に出席を求めることができる。

（結果通知等）

第 12 条　指導監査を実施した結果は、文書により当該事業者及び関係市町村長に通知するものとする。この場合において、改善報告を要する指摘事項があるときは、当該改善状況の報告期日を定めて通知するものとする。

2　前項の改善状況の提出があったときは、関係市町村長に通知するものとする。

（行政上の措置）

第 13 条　違反疑義等が認められた場合には、次のとおり、法第 34 条の 17 第 3 項及び第 4 項の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1)　勧告・命令

家庭的保育事業等が法第 34 条の 16 第 1 項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を勧告し、又はその事業を行う者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

(2)　制限・停止

家庭的保育事業等が、法第 34 条の 16 第 1 項の基準に適合せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

2　第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定については、期限を定めて文書により行う。

3　本条第1項第1号から第2号に関する事項については、特定教育保育指導監査審査会において審議する。

（聴聞等）

第14条　監査の結果、当該家庭的保育事業等を行う者に対して、命令、事業の制限又は停止（以下「停止処分等」という。）を行おうとする場合には、停止処分等の予定者に対して、中部広域市町村圏事務組合行政手続条例に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。（同条例第13条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。）

（補則）

第15条　この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附　則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成29年11月6日から施行する。

附　則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第１号

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職　　名
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日生

写
真

年　月　　日交付
年　月　　日限り有効

中部広域市町村圏事務組合
理事長　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。
２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
５　裏面には、参照条文を記載することができる。

中部広域市町村圏事務組合家庭的保育事業等指導監査の流れ
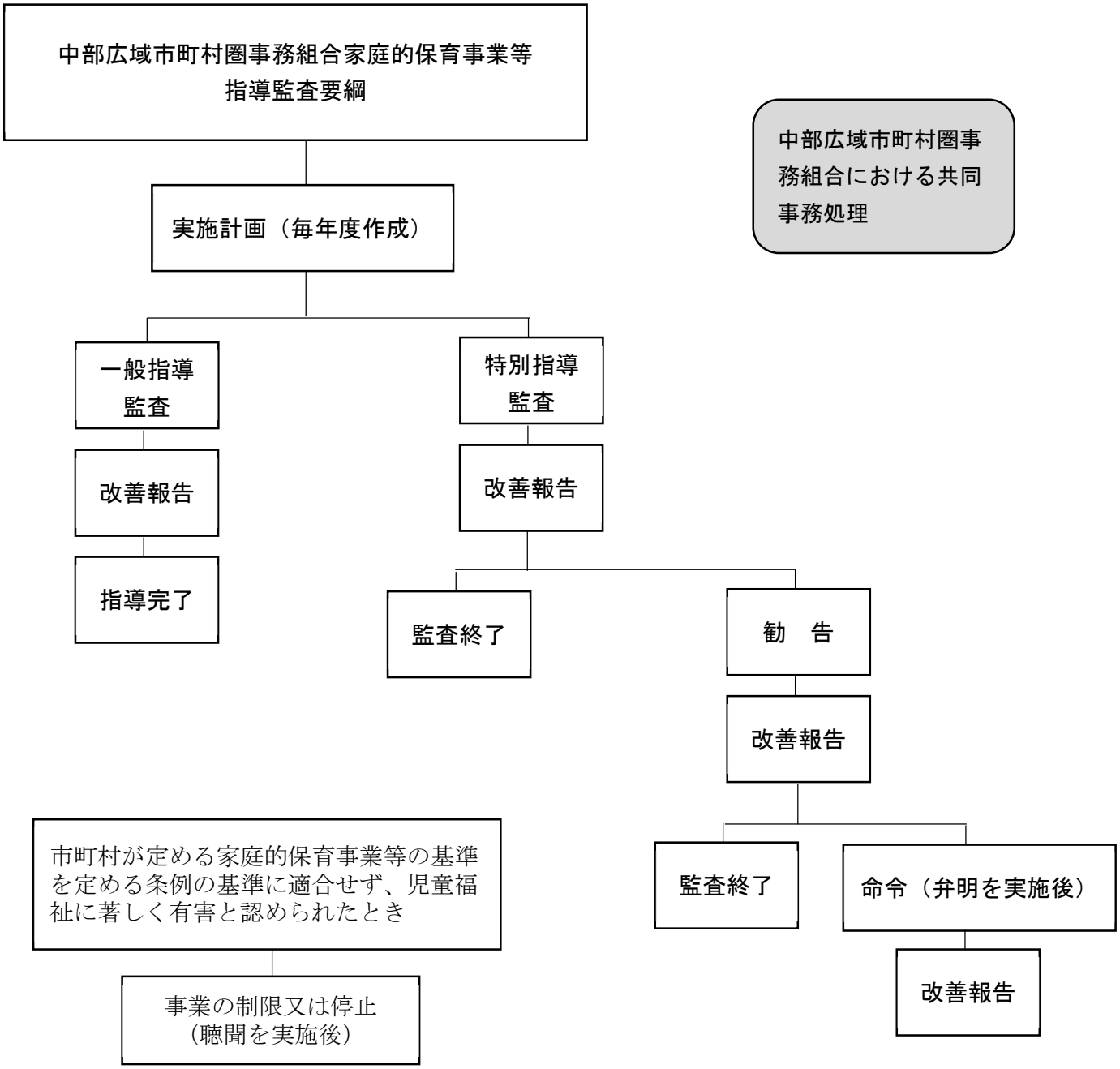
※児童福祉法第 34 条の 17 に基づく、指導監査